

広報おおい「みんなの掲示板」掲載基準

広報おおい「みんなの掲示板」は、町民の主体的な活動を支援し、大井町自治基本条例及び大井町第6次総合計画に掲げる協働のまちづくりを推進するため、町民活動団体が実施するイベント情報やメンバー募集を掲載するものです。

ただし、紙面の空きを利用しているため、スペースのないときは掲載できません。

また、町広報紙に掲載するものとして、活動の公共性・公益性を尊重し、参加者等とトラブルが起きないように注意してください。

1. 掲載できる内容

- ・代表者が住民であり、町内を活動拠点としている団体・サークルが実施するもの
- ・町内の公共施設又は広く開放された場所(オンラインを含む)を会場として行うもの
- ・広く町民が参加できるもの(特定の地域に住む町民のみを対象にしたものや、多くの町民にとって参加が困難と考えられるものは掲載できません。)
- ・「仲間募集」は前回掲載されてから6か月が経過しているもの(「催し案内」は、連続で申し込めますが、新規の申し込みがある場合は新規を優先します。※一度掲載されたイベントと同一のイベントを、続けて掲載することはできません)

2. 掲載できない内容

- ・営利や宣伝を目的としたもの及び関連・想像させるもの(営利活動をする個人や団体がその関連する分野において行うものを含む)
- ・宗教・政治活動を目的としたもの及び関連・想像させるもの
- ・署名運動又はそれに類するもの
- ・過去の活動においてトラブルが生じたもの又は今後トラブルが生じる可能性があるもの
- ・参加費が活動やイベント内容に応じた実費相当額を著しく超えるもの
- ・活動内容が掲載記事と異なるもの
- ・掲載内容や掲載意図が明確でないもの
- ・掲載する連絡(問い合わせ)先が町内居住者でないもの
- ・イベント等の開催日又は申込締切日が広報発行日から7日以内のもの
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員)及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が開催・参加するもの
- ・その他法令及び公序良俗に反するもの又はその他町が掲載を不相当と認めるもの

3. 掲載手続き

- ① 申込み

『「みんなの掲示板」掲載申込書』に必要事項を記入し、協働推進課へ電子メール、郵送、FAX、又は直接持参により提出してください。

※ 電話での申し込みは受け付けていません。また、FAXで申し込みをした場合は、確認のため、電話連絡をお願いします。

大井町協働推進課

〒258-8501 大井町金子1995番地

FAX：0465-82-3295 電子メール：kouhou1@town.oi.kanagawa.jp

※ お問い合わせは ☎0465-85-5004（平日 8時30分～17時15分（祝日除く））

② 掲載の決定

- ・ 広報おおいは町政情報を優先するため、申込受付は掲載を確約するものではありません。掲載できない場合もありますので、講座やイベントなどを企画する場合は、他の周知方法も計画してください。
- ・ 掲載方法は町に一任していただきます。申し込み多数の場合には、町で選考を行い、また、文字数の調整や日付が決まっているものを優先して掲載し、掲載できない分を次号以降に繰り越すことがあります。
- ・ 掲載が決まった場合、掲載する連絡（問い合わせ）先の方へ連絡することがあります。連絡が取れない時は掲載を見送りますのでご了承ください。

4. 提出期限

発行月の前々月の20日（土日祝日の場合はその直前の平日）までに『「みんなの掲示板」掲載申込書』を提出してください。また、初めて申込みをする場合には、団体の概要や活動内容が分かる資料を添付してください。

※（例）4月号掲載希望であれば、2月20日までに提出してください。

5. その他

- ・ 紙面の空きを利用しているため、スペースのないときは掲載できません。
- ・ 申込者以外からの掲載状況などのお問い合わせには応じられません。
- ・ 掲載した内容に関する問い合わせには町は対応せず、起因するトラブルなどについて、町は一切責任を負いません。
- ・ 原稿内容が事実と異なっている事が判明した場合には、次回以降の申し込みをお断りします。
- ・ 掲載した内容については、広報紙以外の町広報媒体などに転載及び情報提供する場合があります。
- ・ 「みんなの掲示板」コーナーではなく、記事としての掲載を希望する場合には、活動内容に関連する町事業担当課にご相談ください。
- ・ 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求める場合があります。